

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 61 年 10 月
③ 昭和 61 年 12 月から 63 年 12 月まで

私は、会社を退職してすぐの昭和 59 年 9 月頃に A 市の区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は、1 か月ごとの納付書により、月々、金融機関で納付していたと思う。

申立期間②の国民年金保険料は、口座振替により納付しており、預金口座の残高不足で引き落とされなかった 1 か月分の保険料を納付書により金融機関で納付した記憶がある。

申立期間③については、昭和 61 年に A 市から B 市へ、63 年に C 市へ転入届を提出した際、国民年金の加入手続及び住所変更手続を行い、当該期間の国民年金保険料は、口座振替又は納付書により納付していたと思う。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料は口座振替により納付し、預金口座の残高不足で引き落とされなかった 1 か月分の保険料を納付書により金融機関で納付した記憶があると述べているところ、当時、申立人が居住していた A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収納一覧表により、申立期間②の前後の期間の保険料が口座振替により収納されていることが確認できる上、同市では、残高不足等により保険料の口座振替ができなかった被保険者に対して納付書を送付していたこと

から、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、上記国民年金被保険者名簿には、口座振替の開始年月が昭和 61 年 6 月と記載されているが、上記国民年金保険料収納一覧表では、昭和 60 年度以降の保険料が口座振替により収納されていることが確認できる上、昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の保険料について、当該国民年金被保険者名簿では過年度納付として記録されているが、オンライン記録では、現年度納付として記録されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることを踏まえると、申立人が申立期間②の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 60 年 4 月に行われたと推認され、その時点において、当該期間の国民年金保険料は遡って納付することとなるが、申立人は、1 か月ごとの納付書により、月々納付しており、遡って納付していないと思うと述べていることから、当該期間の保険料が納付されていたとは考え難い上、申立人は、当該期間の当初から国民年金手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一住所地に居住しており、短期間に重複して別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立期間③のうち、B 市に居住していた昭和 61 年 12 月から 63 年 5 月までの期間について、申立人は、同市へ転入届を提出した際、国民年金の加入手続及び住所変更手続きを行い、国民年金保険料は、記憶が定かではないが、口座振替により納付していたと思うと述べているが、申立人は、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である上、申立人が所持する年金手帳には、当該住所変更の内容は記載されておらず、同市の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人は、納付書で納付する被保険者として整理されており、同市は、従前の住所地である A 市での口座振替については引き継がれないと回答している。

さらに、申立期間③のうち、C 市に居住していた昭和 63 年 6 月から同年 12 月までの期間について、申立人は、同市へ転入届を提出した際、国民年金の加入手続及び住所変更手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、申立人は、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である上、同市は、国民年金の住所変更手続きを行った場合は、年金手帳にその旨を記載していたとして、申立人が所持する年金手帳には、当該住所変更の内容は記載

されておらず、申立人が当時、国民年金の住所変更手続きを行っていなかったものと推認できることから、申立人が、申立期間③の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年1月まで
② 平成6年2月

私は20歳(平成4年*月)当初は国民年金に加入していなかったが、母親の知り合いから「今後のために加入した方がよい。」と勧められ、20歳を過ぎてから、母親が加入手続を行い、国民年金保険料はそれまでの分を母親が一括納付し、その後も私が就職する8年3月までは、母親に毎月保険料を納めてもらっていた。それにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された第3号被保険者の該当届出の処理日から、平成7年3月3日であることが確認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間②は1か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、自身が国民年金の被保険者資格を取得した昭和52年12月から60歳に到達するまでの保険料に未納期間がないことから、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その母親が1か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立人は、20歳を過ぎてから、母親が加入手続を行い、国民年金保険料はそれまでの分を母親が一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、前述のとおり平成7年3月3日に行われたと確認でき、その時点で申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、A 刑務所及び B 刑務所において服役していた期間のうち、国民年金保険料の免除期間が昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 60 年 3 月までの期間となっているものの、51 年 4 月から 54 年 3 月までの期間が免除期間となっておらず、未納記録となっている。それぞれの刑務所の職員から説明を受け、職員が行ってくれた記憶がある。この期間だけが保険料免除期間となっていないので、国民年金被保険者記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それぞれの刑務所の職員から説明を受け、職員が行ってくれた記憶があると述べているところ、A 刑務所及び B 刑務所では、申立人の国民年金の申請免除の手続に関して関係書類の保存期限が経過し破棄されているため確認できないとしているものの、申立期間の前後の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は、申請免除とされている。

また、申立期間直前の昭和 50 年度の申請免除期間について、申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録欄に 5 月と記載され、特殊台帳には 11 月と記載されている上、オンライン記録では当該期間の申請免除期間は 12 月と記録されており、それぞれの記録に齟齬^{そご}が見られ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和57年5月31日から同年12月3日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月3日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和57年5月及び同年6月は17万円、同年7月から同年11月までは20万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和57年12月3日から58年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る上記訂正後の資格喪失日（57年12月3日）及び資格取得日（58年3月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和57年12月から58年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年5月31日から58年3月1日まで
私は、昭和52年4月1日にA社に入社し、60年1月9日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和57年5月31日から同年12月3日までの期間について、雇用保険及びB健康保険組合の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、昭和57年12月3日付けで、同年7月の随

時改定及び同年10月の定時決定の記録を取り消し、同年5月31日に遡及して被保険者資格を喪失させる処理が行われたことが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和57年12月3日付けで、同年5月31日に遡及して被保険者資格を喪失している者が14名いることが確認できる。

加えて、A社の当時の社会保険事務担当者は、「A社は、昭和57年頃に数箇月分の厚生年金保険料を滞納しており、管轄の社会保険事務所（当時）と分割納付の交渉を行ったが認められず、遡って強制的に喪失させられ、滞納保険料は無かったものとして処理された。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が昭和57年5月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年12月3日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、A社に係る上記被保険者名簿における当該喪失処理前の申立人の記録から、昭和57年5月及び同年6月は17万円、同年7月から同年11月までは20万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和57年12月3日から58年3月1日までの期間について、雇用保険、B健康保険組合の加入記録及びA社の当時の社会保険事務担当者の供述により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記事務担当者は、「当該期間の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」と供述している。

さらに、A社において、申立人と同様に、昭和57年12月3日付けで、同年7月31日に遡及して厚生年金保険被保険者資格を喪失し、58年3月1日に同資格を再取得した記録がある同僚が所持する、57年12月から58年2月までの給与明細書から、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、A社に係る上記被保険者名簿における申立人の上記喪失処理前の昭和57年11月の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主からは回答が得られないが、当時の社会保険事

務担当者は、当該期間について、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していない、としている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 12 月から 58 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年1月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月26日から6年10月1日まで

私は、平成2年8月26日から6年9月30日までの期間においてB社に在籍し、同社から支給された給与からは厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社に在籍していたと述べているが、A社の在職証明書及び給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月1日から同年10月1日までの期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した平成6年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、53万円とすることが妥当である。

なお、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社は平成6年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日より前においては適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は2年3月6日に株式会社として設立されていることが商業登記簿謄本により確認できる上、申立人の複数の同僚は、同年9月から自らも同社に勤務していたと述べていること

から、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無く確認することはできないが、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年8月26日から6年1月1日までの期間については、申立人の同僚の供述から、申立人は2年9月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上述のとおり、A社は当該期間においては適用事業所となっていない上、同社の事業主に照会しても回答が得られない。

また、当該期間のうち、平成5年1月1日から6年1月1日までの期間については、申立人が提出した5年分の給与所得の源泉徴収票において社会保険料控除額の記載が確認できるものの、申立人の当該期間における給与額は、申立人の住所地における平成5年度国民健康保険料額の賦課限度額を超えていることがうかがえるところ、当該社会保険料控除額は、賦課限度額から算出される国民健康保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和43年4月1日から50年10月31日までの期間においてA社に勤務し、同年11月1日に同社の関連会社であるB社（現在は、C社）に転勤した。しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る従業員台帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務（昭和50年11月1日に、A社からB社に異動）していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、昭和50年10月31日となっている。

しかしながら、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日は、当初、昭和50年11月1日と記載されていたところ、二本線で抹消された上、同年10月31日に訂正されているが、C社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失通知書において、申立人の同基金の加入員資格の喪失日は同年11月1日との記載が確認できる。

また、C社は、上記加入員資格喪失通知書は7枚複写様式であった旨回答しているところ、同社が加入するD健康保険組合は、「申立人のA社における健康保険の資格喪失日は、昭和50年11月1日となっている。」と

回答しており、申立人に係る雇用保険の被保険者資格喪失日（同年 10 月 31 日）と符合する上、C社は申立てどおりの喪失日を届け出たと回答している。

さらに、管轄年金事務所は、上記加入員資格喪失通知書と申立人に係る上記被保険者原票における被保険者資格喪失日の訂正記録について、「誤って記録した可能性もある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 50 年 11 月 1 日にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和 50 年 9 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を別添の標準賞与額（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 1 月 25 日
② 平成 18 年 7 月 25 日
③ 平成 18 年 8 月 25 日
④ 平成 18 年 12 月 25 日
⑤ 平成 19 年 1 月 25 日
⑥ 平成 19 年 2 月 26 日
⑦ 平成 19 年 7 月 25 日
⑧ 平成 19 年 8 月 27 日
⑨ 平成 19 年 9 月 25 日
⑩ 平成 19 年 10 月 25 日
⑪ 平成 19 年 12 月 25 日
⑫ 平成 20 年 1 月 25 日
⑬ 平成 20 年 2 月 25 日
⑭ 平成 20 年 3 月 25 日
⑮ 平成 20 年 7 月 25 日
⑯ 平成 20 年 8 月 25 日
⑰ 平成 20 年 9 月 25 日
⑱ 平成 20 年 10 月 24 日

厚生年金保険の記録によると、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑱までの標準賞与額の記録が無い。私が所持している賞与明細書により、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認

できるので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①から⑱までにおいてA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①から⑱までの標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、別添の標準賞与額（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立期間において複数の同僚が賞与の支給があった旨述べているにもかかわらず、標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準賞与額一覧表>

被保険者期間	標準賞与額
平成18年1月25日	7万5,000円
平成18年7月25日	4万9,000円
平成18年8月25日	4万9,000円
平成18年12月25日	6万3,000円
平成19年1月25日	6万3,000円
平成19年2月26日	6万3,000円
平成19年7月25日	3万8,000円
平成19年8月27日	3万8,000円
平成19年9月25日	3万8,000円
平成19年10月25日	3万8,000円
平成19年12月25日	2万9,000円
平成20年1月25日	2万9,000円
平成20年2月25日	2万9,000円
平成20年3月25日	2万9,000円
平成20年7月25日	3万1,000円
平成20年8月25日	3万1,000円
平成20年9月25日	3万1,000円
平成20年10月24日	3万1,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における標準賞与額を、別添の標準賞与額（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 26 日
② 平成 16 年 8 月 25 日
③ 平成 16 年 12 月 27 日
④ 平成 17 年 1 月 25 日
⑤ 平成 17 年 2 月 25 日
⑥ 平成 17 年 7 月 25 日
⑦ 平成 17 年 8 月 25 日
⑧ 平成 17 年 12 月 26 日
⑨ 平成 18 年 1 月 25 日
⑩ 平成 18 年 7 月 25 日
⑪ 平成 18 年 8 月 25 日
⑫ 平成 18 年 9 月 25 日
⑬ 平成 18 年 12 月 25 日
⑭ 平成 19 年 1 月 25 日
⑮ 平成 19 年 2 月 26 日
⑯ 平成 19 年 7 月 25 日
⑰ 平成 19 年 8 月 27 日
⑱ 平成 19 年 9 月 25 日
⑲ 平成 19 年 10 月 25 日
⑳ 平成 20 年 1 月 25 日
㉑ 平成 20 年 2 月 25 日

- ② 平成 20 年 3 月 25 日
- ③ 平成 20 年 7 月 25 日
- ④ 平成 20 年 8 月 25 日
- ⑤ 平成 20 年 9 月 25 日
- ⑥ 平成 20 年 10 月 24 日

厚生年金保険の記録によると、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑥までの標準賞与額の記録が無い。私が所持している賞与明細書により、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できるので、当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①から⑥までにおいてA事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、別添の標準賞与額（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立期間において複数の同僚が賞与の支給があった旨述べているにもかかわらず、標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

<認められる標準賞与額一覧表>

被保険者期間	標準賞与額
平成16年7月26日	3万3,000円
平成16年8月25日	3万3,000円
平成16年12月27日	6万円
平成17年1月25日	6万円
平成17年2月25日	6万円
平成17年7月25日	9万5,000円
平成17年8月25日	9万5,000円
平成17年12月26日	7万3,000円
平成18年1月25日	7万3,000円
平成18年7月25日	5万円
平成18年8月25日	5万円
平成18年9月25日	5万円
平成18年12月25日	6万4,000円
平成19年1月25日	6万4,000円
平成19年2月26日	6万4,000円
平成19年7月25日	3万8,000円
平成19年8月27日	3万8,000円
平成19年9月25日	3万8,000円
平成19年10月25日	3万8,000円
平成20年1月25日	3万円
平成20年2月25日	3万2,000円
平成20年3月25日	3万2,000円
平成20年7月25日	3万3,000円
平成20年8月25日	3万3,000円
平成20年9月25日	3万3,000円
平成20年10月24日	3万3,000円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年6月16日から同年8月22日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月頃から42年5月頃まで
② 昭和42年5月頃から43年12月頃まで
③ 昭和43年12月頃から46年10月頃まで
④ 昭和47年2月28日から48年6月15日まで
⑤ 昭和52年頃から53年頃まで
⑥ 昭和53年頃から54年頃まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社（現在は、I社）に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、申立期間⑤はE社に、申立期間⑥はF社に勤務していたにもかかわらず、申立期間①から⑥までの厚生年金保険被保険者の記録が無い。厚生年金保険料の控除を証明する給与明細書等は残っていないが、申立期間①から⑥までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和41年6月16日から同年8月22日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が相違する基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社のG係として、H業務に携わっていた旨述べているところ、同僚調査において同社の複数の元社員は、申立人を記憶していると回答している上、うち2名は、当時、同社は、H業務を担当していたと証言していることから判断すると、申立人は当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

さらに、上記の判明した記録の生年月日と申立人の生年月日のそれぞれにおいて、氏名検索を行ったが、同じ生年月日の同姓同名は見当たらなかった。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が昭和41年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月22日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和40年11月頃から41年6月16日までの期間について、雇用保険被保険者記録照会結果において、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、上記元社員からも、申立人の勤務期間を特定できる証言を得ることができなかった。

また、A社の元事業主は、「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社の元社会保険事務担当者は、「同社には試用期間があり、入社後半年ぐらいは厚生年金保険に加入させていなかった。」と述べている。

申立期間①のうち、昭和41年8月22日から42年5月頃までの期間については、上記のとおり、申立人のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、上記元社員からも、上述のとおり、申立人が当該期間において、同社に継続して勤務したことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

また、A社の元事業主は、「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、当該期間にB社で勤務していたと述べている。

しかし、B社の元社員15名に文書照会したところ、7名から回答があり、そのうち1名が申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間について供述を得られず、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、I社は、「当時の資料が無いため、不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、当該期間にC社で勤務していたと述べている。

しかし、申立人は、元同僚の連絡先を記憶しておらず、同僚照会ができない上、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、C社の元代表取締役は、「同社は厚生年金保険の適用事業所の届出をしておらず、厚生年金保険の加入はしていない。そのため従業員の給与から厚生年金保険の保険料控除は行っていない。」と回答している。

さらに、C社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

申立期間④について、申立人は、当該期間にD社で勤務していたと述べている。

しかし、D社へ文書照会したが、回答を得られないことから、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社は、オンライン記録上、平成9年2月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、D社の事業主は、オンライン記録によると、前職を退職した昭和46年5月28日から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年2月1日まで国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人は、「D社の従業員は、事業主夫妻と私の3人だった。」と述べていることから、同社は厚生年金保険の適用事業所の適用要件を満たしていなかった可能性がうかがえる。

申立期間⑤について、申立人は、当該期間にE社で勤務していたと述べている。

しかし、申立人は、同僚の連絡先を記憶しておらず、同僚照会ができない上、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、E社は、オンライン記録上、昭和55年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、E社の元代表取締役へ文書照会したが、回答を得られないことから、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

申立期間⑥について、申立人は、当該期間にF社で勤務していたと述べている。

しかし、申立人は、同僚の連絡先を記憶しておらず、同僚照会ができない上、雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、F社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、管轄法務局においても、法人としての商業登記を確認することができない。

さらに、F社の事業主へ文書照会したが、回答を得られないことから、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①のうち、昭和40年11月頃から41年6月16日までの期間及び同年8月22日から42年5月頃までの期間並びに申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうち、昭和40年11月頃から41年6月16日までの期間及び同年8月22日から42年5月頃までの期間並びに申立期間②から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は34万円、同年12月22日は33万9,000円、19年8月3日は31万6,000円、同年12月20日は32万4,000円、20年8月7日は35万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、平成18年7月27日は34万円、同年12月22日は33万9,000円、19年8月3日は31万6,000円、同年12月20日は32万4,000円、20年8月7日は35万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月27日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気づき平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、平成18年7月27日は62万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は20万円、同年12月22日は20万8,000円、19年8月3日は20万1,000円、同年12月20日は20万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であるこ

とから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、平成18年7月27日は20万円、同年12月22日は20万8,000円、19年8月3日は20万1,000円、同年12月20日は20万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日及び同年12月22日は23万7,000円、19年8月3日は22万9,000円、同年12月20日は23万5,000円、20年8月7日は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月27日及び同年12月22日は23万7,000円、19年8月3日は22万9,000円、同年12月20日は23万5,000円、20年8月7日は24万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は29万4,000円、同年12月22日は30万5,000円、19年8月3日は30万円、同年12月20日は31万1,000円、20年8月7日は34万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月27日は29万4,000円、同年12月22日は30万5,000円、19年8月3日は30万円、同年12月20日は31万1,000円、20年8月7日は34万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は24万円、同年12月22日は24万3,000円、19年8月3日は23万5,000円、同年12月20日は24万2,000円、20年8月7日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎているため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、平成18年7月27日は24万円、同年12月22日は24万3,000円、19年8月3日は23万5,000円、同年12月20日は24万2,000円、20年8月7日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は21万7,000円、同年12月22日は20万8,000円、19年8月3日は20万4,000円、同年12月20日は21万円、20年8月7日は20万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月27日は21万7,000円、同年12月22日は20万8,000円、19年8月3日は20万4,000円、同年12月20日は21万円、20年8月7日は20万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は20万円、同年12月22日は19万8,000円、19年8月3日は18万5,000円、同年12月20日は18万4,000円、20年8月7日は20万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与

から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成18年7月27日は20万円、同年12月22日は19万8,000円、19年8月3日は18万5,000円、同年12月20日は18万4,000円、20年8月7日は20万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は23万1,000円、同年12月22日は22万3,000円、19年8月3日は21万6,000円、同年12月20日は22万3,000円、20年8月7日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月27日は23万1,000円、同年12月22日は22万3,000円、19年8月3日は21万6,000円、同年12月20日は22万3,000円、20年8月7日は25万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は35万円、同年12月22日は32万5,000円、19年8月3日は30万円、同年12月20日は30万7,000円、20年8月7日は30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月27日は35万円、同年12月22日は32万5,000円、19年8月3日は30万円、同年12月20日は30万7,000円、20年8月7日は30万1,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は22万円、同年12月22日は22万6,000円、19年8月3日は22万1,000円、同年12月20日は22万7,000円、20年8月7日は23万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、平成18年7月27日は22万円、同年12月22日は22万6,000円、19年8月3日は22万1,000円、同年12月20日は22万7,000円、20年8月7日は23万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月27日は24万円、同年12月22日は25万9,000円、19年8月3日は25万6,000円、同年12月20日は26万3,000円、20年8月7日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月27日
② 平成18年12月22日
③ 平成19年8月3日
④ 平成19年12月20日
⑤ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険

料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間の標準賞与額の記録については、諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、平成18年7月27日は24万円、同年12月22日は25万9,000円、19年8月3日は25万6,000円、同年12月20日は26万3,000円、20年8月7日は26万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月20日は5万円、20年8月7日は24万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気づき平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年12月20日は5万円、20年8月7日は24万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年8月3日は5万円、同年12月20日は17万7,000円、20年8月7日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年8月3日
② 平成19年12月20日
③ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気づき平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年8月3日は5万円、同年12月20日は17

万7,000円、20年8月7日は20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年8月3日は5万円、同年12月20日は18万円、20年8月7日は19万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月3日
② 平成19年12月20日
③ 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年8月3日は5万円、同年12月20日は18

万円、20年8月7日は19万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月20日は20万円、20年8月7日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気付き平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年12月20日は20万円、20年8月7日は46万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月20日は10万円、20年8月7日は31万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気づき平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年12月20日は10万円、20年8月7日は31万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月20日は10万円、20年8月7日は30万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気づき平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年12月20日は10万円、20年8月7日は30万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年12月20日は5万円、20年8月7日は28万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月20日
② 平成20年8月7日

ねんきん定期便によると、申立期間の賞与の記録が漏れている。事業主がこれに気づき平成22年11月に届け出たが、保険料納付の時効を過ぎていたため、賞与の記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないものとなっている。A社は、賞与支払届が遅延したことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間の諸給与支払内訳明細書及び支給控除一覧表（以下「賞与明細書」という。）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成19年12月20日は5万円、20年8月7日は28万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を提出しなかったと供述していること、及び当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から12年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から12年4月まで

私は、国民年金保険料の納付は国民の義務と解釈していたので、多少遅れても申立期間中の保険料は、全て納付したはずである。

国民年金保険料の納付方法は、金融機関に行き月々の納付書により納付したほか、自宅に来た女性の集金人に現金を渡して納付した。特に、A区に住んでいたときは、女性の集金人に、数回にわたり合計で20万円から30万円ほど納付し、その集金人が、「払うべきものは全て払った。」旨を述べた記憶がある。私の妻もその集金人に保険料を納付したことがある。

生活費から国民年金保険料を捻出することが大変厳しい状況の中で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月から11年4月までA区に住んでおり、その間に女性の集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、同区で集金人による保険料の収納が行われたのは平成11年度からであり、その集金人は過年度保険料については集金しないことから、平成11年4月に同区外に転出した申立人が、複数回にわたり同区の集金人に保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の加入手続を行ったB市の住所のみが記載されており、転居後のA区及びC区の住所の記載が無いことから、申立人がそれぞれ国民年金の転居の手続を行っていたとは考えにくく、転居後の住所地で国民年金保険料の納付書が発行されていたとみることは難しい上、申立期間は合計で73か月に及び、複数の行政機関において、当

該期間の記録管理を長期間誤り続けていたとは考え難い。

さらに、申立人は、自身で国民年金保険料を納付したとするB市での保険料納付についての記憶が曖昧であり、その妻は、C区での申立人の保険料納付についての記憶が曖昧であるため、B市及びC区での保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の大半は、基礎年金番号導入後の平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年12月まで

私は、平成3年に病気のため入院し、出費がかさんだため平成3年度分の国民年金保険料を納付していなかったため、時期は定かではないが、市役所の窓口で相談に行き、同年度分の保険料が納付できる納付書を発行してもらった。

申立期間のうち、平成3年度分の国民年金保険料は、自分自身で、2か月に一度、1か月分の保険料を4年度以降の保険料と併せて順次納付し、4年度と5年度の保険料は、市役所の窓口、郵便局又は銀行のいずれかで毎月納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年に病気のため入院し、出費がかさんだため平成3年度分の国民年金保険料を納付することができなかったため、市役所の窓口で相談に行き、同年度分の保険料について4年度以降に納付することができる過年度納付書を発行してもらい、2か月に一度、1か月分の保険料を平成4年度以降の保険料と共に順次納付していたと述べているが、上記過年度納付書の発行時期、納付開始時期及び納付金額等の詳しい供述が無く、保険料の納付状況等を確認することができない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成4年度以降の国民年金保険料は毎月納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、収納日を確認することができる申立人の平成6年1月から同年3月までに係る期間の保険料の納付状況が、時効直前の8年2月に過年度納付されていることが確認でき、申立人はこの過年度納付について記憶が無いことから、保険料を毎月納

付したとする記憶は、毎月の納付が確認できる同年4月以降の記憶である可能性も否定できない。

さらに、申立人は、市役所あるいは複数の金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間において同一住所地に居住しており、同一の行政機関が、長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年1月まで

平成11年4月から12年1月までの記録が申請免除(追納)となっているが、その期間ではなく、9年5月に怪我のため約1か月間入院し、その後も療養が必要だったので、同年4月から10年1月までを母親が免除の申請手続きをしたはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が免除の申請手続きを行ったと主張しているところ、申立人は、免除の申請手続きに直接関与しておらず、申立人の免除の申請手続きを行ったとするその母親は、手続きを行った時期や場所は覚えていないものの、申立人を含めた家族全員分の免除の申請手続きをしたと述べているが、申立期間は、申立人、その母親、父親及び兄も未納と記録されている上、保険料の免除の申請手続きが行われていたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立内容とは一致しない。

また、オンライン記録において、平成11年4月から12年1月までの期間について、申立人、その母親、父親及び兄も国民年金保険料が免除と記録されており、11年5月31日に免除の申請手続きをしたことが確認でき、その前月の同年4月から免除が適用とされている記録に不自然さは見当たらない。なお、申立人は、当該期間について、18年4月27日に保険料を追納していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の免除の申請をした期間は平成11年4月から12年1月までではなく、9年4月から10年1月までであると述べているが、その場合、保険料を追納した18年4月27日の時点では、申立期間

の保険料を追納することは可能な期間であるものの、申立期間は未納であったために制度上、遡って保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 50 年 3 月頃まで

私は、新卒で昭和 48 年 4 月 1 日に A 社に入社し、50 年 3 月頃まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。

入社後、1 か月の研修があり、昭和 48 年 5 月 1 日に B 部に配属された。同期入社で、一緒に B 部に配属された同僚は、同日に、A 社において厚生年金保険に加入している。

上記の同僚と同様に、私も、研修期間は厚生年金保険に加入していなかったと思うが、昭和 48 年 5 月 1 日から A 社において厚生年金保険に加入していないのはおかしい。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚のうちの 1 名が、「申立人と私は、同期入社である。昭和 48 年 4 月 1 日に入社し、研修後の同年 5 月 1 日に A 社の B 部に配属された。私の配属先にいた同期入社の方は、約 20 名だった。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年 5 月に資格取得している者は、当該同僚を含め 4 名しかいないことが確認できる。

このことから、当時、事業主は、C 職の社員については、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は無い上、

整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた時に、同社の同僚数名とともにB社の設立に関わり、A社を退職後、すぐにB社に勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社において昭和 58 年 1 月 21 日に資格を喪失し、B社において同年 11 月 1 日に資格を取得したこととなっており、申立期間の記録が欠落している。

B社に勤務したのは、A社を退職した後すぐだったので、被保険者期間に間が空くはずがない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和 58 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 58 年 11 月 1 日より前から勤務していたとする複数の同僚が、「会社が厚生年金保険に加入するまでの期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、B社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給

与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 15 日から 31 年 6 月 25 日までのうち 1 年間
私は、昭和 28 年 7 月 15 日から 31 年 6 月 25 日までの期間のうち、1 年間ほど A 社（現在は、B 社）に勤務し、C 職をしていた。しかし、同社での厚生年金保険被保険者の記録が無いことは納得できない。給与明細書等はないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 28 年 7 月 15 日から 31 年 6 月 25 日までの期間のうち 1 年間ほど A 社に勤務していたと述べている。

しかし、B 社の事業主は、「会社には当時の資料が無いため確認することができない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が名前を挙げている同じ C 職の同僚も上記被保険者名簿に氏名の記載は無い。

加えて、申立期間に A 社における被保険者期間のある者に照会を行ったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 26 日から 37 年 10 月 2 日まで
ねんきん定期便を受け取り、A社B工場に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。

退職金は受け取った記憶があるが、脱退手当金は受け取っていない。
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年10月2日の前後2年以内に資格喪失した者17名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、15名に脱退手当金の支給記録があり、うち11名が資格喪失日から6か月以内に支給決定されている。

また、複数の同僚が、「退職する時に会社の担当者から個別に説明があり、『このまま60歳になってからもらうか、これまでの分を今一括でもらうか。』と聞かれた。」と回答しており、そのうち支給記録のある複数の同僚は、「会社が脱退手当金支給請求の手続をしてくれた。」と回答していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年2月27日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、社会保険

庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から35年11月1日まで

私は、親戚に頼まれて、昭和34年6月にA社に入社した。同年5月に免許を取得したので、B職の仕事をし、35年10月31日まで勤務していた。しかし、年金受給の手続をした際に、同社で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことを知った。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてはA社に勤務していた。」と述べている。

一方、オンライン記録において、申立人の記憶する所在地にA社という名称の適用事業所は存在せず、類似したC社という名称の適用事業所が確認できる。

また、C社の元事業主は、申立人が同社に勤務していた旨回答していることから、申立てに係る事業所は同社であり、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年5月1日であり、申立期間当時、同社は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社の元事業主は、「当時の資料は保管していないため、不明であるが、元経理担当者は、『当時は、雇用保険には加入していたものの、厚生年金保険には加入していなかった。』と述べている。」と回答している。

さらに、C社は既に解散しており、貸金台帳等の資料は無く、当時の事業主は既に死亡している上、同社において、昭和39年5月1日に被保険

者資格を取得した者に照会したものの、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除をうかがえる証言を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで

日本年金機構の通知によると、A社B事業所にC職として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が4万8,000円となっており、従前額と変わっていない。しかし、当時は、基本給が毎年大幅に上昇していた時期なので、標準報酬月額が変更されていないことは不自然である。申立期間の標準報酬月額は、少なくとも6万円程度が正しいと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、申立人と同期入社で高校新卒の複数の同僚（申立人と同じC職の複数の同僚を含む。）の標準報酬月額を調査したところ、申立人と同額又はほぼ同額となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっている事情はうかがえない。

また、複数の同僚が、「申立期間及びその前後の期間における標準報酬月額について、特に疑問は無い。」と供述しているほか、上記の被保険者原票及び被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡及して標準報酬月額が訂正された形跡も無い。

さらに、複数の同僚が、「昭和 46 年度において、標準報酬月額の増額改定がほとんど実施されなかった理由としては、当時、会社では、定期昇給後の昭和 46 年 6 月から同年 8 月までの間、多くの部署で時間外勤務が

控えられたためである。」と供述しているほか、「昭和 47 年度に多くの社員の標準報酬月額が増額改定された理由としては、同年はオイルショック特需が有り、定期昇給後の昭和 47 年 6 月から同年 8 月までの間は、時間外勤務時間が前年と比較し大幅に増加したためである。」と供述している。

加えて、申立人及び同期入社複数の同僚の標準報酬月額の推移を調査したところ、これらの事情を反映している様子がうかがえ、申立人の申立期間における標準報酬月額に不自然さは見られない。

また、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。同社には平成 11 年 1 月 31 日まで勤務し、その後、同年 2 月 1 日から B 社に勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に平成 11 年 1 月 31 日まで勤務し、同年 2 月 1 日から B 社に勤務したので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないのはおかしいと述べている。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人は、A 社を平成 11 年 1 月 30 日に離職していることが確認できる。

また、A 社は既に解散しており、事業主も死亡している上、当時の事務担当者から証言を得ることができなかつたため、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、自身と同時に A 社から B 社に転職した同僚が 6 名いたと供述しているところ、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、上記同僚 6 名は、申立人と同日の平成 11 年 1 月 31 日で A 社の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 1 日付けで B 社の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、上記同僚 6 名に対する同僚調査において、回答のあった 2 名は、「自身の A 社における勤務期間は、厚生年金保険被保険者期間と一致している。」と回答しているところ、当該同僚 2 名に係る雇用保険の記録における同社の離職日は、申立人と同日の平成 11 年 1 月 30 日であることが確

認でき、オンライン記録と符合する。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 4 日から 59 年 7 月 1 日まで
昭和 58 年 5 月に A 社に入社し、B 職、C 職及び D 職を歴任し、平成 6 年 12 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、同社に入社した昭和 58 年 5 月から 59 年 6 月までの標準報酬月額が 36 万円と記録されており、私が記憶している給与額約 40 万円に見合う金額となっていない。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、自身の記憶している給与額に見合う標準報酬月額より低額であると申し立てている。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、「申立期間当時の賃金台帳、源泉徴収簿及び厚生年金保険関連の資料を保管しておらず、申立人に係る給与額及び保険料控除額を確認できない。」と回答しており、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致しているほか、当該標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も無い。

さらに、A 社が加入していた E 厚生年金基金から提出された加入員記録において、申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月2日から同年6月1日まで
② 昭和24年6月1日から26年8月3日まで

私は、昭和24年5月頃から平成元年6月30日まで、途中中断はあるが一貫してA事業関係の事業所に勤務していた。最初はB業務担当職員として採用されたが、その後すぐに異動してC業務担当となり、一旦退職して、昭和26年10月6日に再就職した時には厚生年金保険被保険者証が新しく作成された。33年7月7日に再度退職した際にはその証書を持って社会保険事務所（当時）に行き、厚生年金保険の脱退手続きをしたので、26年10月6日から33年7月8日までの81か月分を請求したはずであるし、支給額は3万600円ぐらいであったと記憶している。

脱退手当金の手続きをしたことは間違いないが、申立期間は支給期間となっていないと思うので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より後に勤務した厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を請求したが、申立期間については脱退手当金を請求していないと主張しているところ、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これにより昭和33年10月22日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含む支給日前の全ての厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算されており、支給月数に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間とその後の厚生年金保険被保険者期間とでは当初異なっていたが、後者の記号番号が基礎となり、申立期間も同一の記号番号となっており、脱退手当金請求に併せて統合されたと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録上の支給額と申立人が受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間に係る分の金額を含めて受給したという明確な記憶が無いほかに、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 12 月 13 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、その直前の期間の標準報酬月額と比べて下がっている。しかしながら、当時の給与は毎年昇給しており、同社では時間外勤務も多かったことから標準報酬月額が従前よりも下がることは考え難い。また、同年 10 月 1 日から 45 年 12 月 13 日までの期間は、43 年 7 月当時の標準報酬月額に戻っているものの、給与が毎年昇給していたことを考慮すると、当時の給与支給額は、標準報酬月額の記録よりも高額であったはずであり、申立期間の標準報酬月額は、実際に支払を受けた給与支給額に見合った標準報酬月額と相違している。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた当時の給与は毎年昇給していたことから、申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額になるはずであると述べている。

しかしながら、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無い旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人と同様に昭和 38 年 4 月 1 日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、43 年 8 月 1 日以降も引き続き同社の被保険者となっていた 184 人の元社員の標準報酬月額について調査したところ、当該元社員のほぼ全員が、申立人と同様に標準報酬月額が

同年8月に下がり、44年10月に上がっている記録が確認できるところ、申立人及び当該元社員の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、標準報酬月額が遡って訂正されるなど、不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。